

## 船舶事故調査報告書

平成31年2月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月25日 05時20分ごろ
発生場所	北海道興部町沙留漁港北東方沖 沙留港東防波堤灯台から真方位044° 5.4海里（M）付近 （概位 北緯44° 29.6′ 東経143° 19.1′）
事故の概要	漁船第六十五平久丸は、北北東進中、また、漁船第八十八日東丸は、揚網しながら北北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月27日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六十五平久丸、14トン HK2-21951（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第八十八日東丸、9.7トン HK2-22221（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に破口 B 右舷船尾部外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視程 約5M 海象：波向 南、波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、かに固定刺し網漁の目的で沙留漁港北東方沖の漁場に向け、約13ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北北東進した。 A船は、船長Aが、前方を見ずにカッパのズボンを履いていたところ、左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、沙留漁港北東方沖の漁場でかに固定式刺し網漁を行っていた。 B船は、船長Bが前部甲板で揚網作業を行い、揚網に伴って約0.5knの速力で手動操舵により北北東進していたところ、A船と衝突した。 船長Bは、衝撃でA船と衝突したことを知った。
分析	A船は、沙留漁港北東方沖の漁場において北北東進中、船長Aが、カッパのズボンを履いていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、沙留漁港北東方沖の漁場において揚網しながら北北東進中、船長Bが前部甲板で揚網作業を行っていて周囲の見張りを適切に

	行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、沙留漁港北東方沖の漁場において、A船が北北東進中、B船が揚網しながら北北東進中、船長Aがカッパのズボンを履いていて船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが前部甲板で揚網作業を行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。